

2019年SEC覚書回覧第13号（2019年6月21日発行）に基づく法人・パートナーシップ名の使用に関するガイドライン及び手続きの改正

1.

a) 法人名には「Corporation」「Incorporated」もしくは省略形の「Corp.」「Inc.」を含むこと。

b) 一人法人の場合、法人名の下部または末尾に「OPC」を付すこと。

c) パートナーシップの場合、「Company」もしくは「Co.」を付すこと。リミテッドパートナーシップの場合、「Limited」もしくは「Ltd.」を付すこと。プロフェッショナルパートナーシップの場合、「Company」「Associates」「Partners」などを付すこと。

d) 財団名には「Foundation」を使用すること。

e) マイクロファイナンス活動に従事する、非政府組織および財団を含むすべての非株式、非営利法人の法人名は、「Microfinance」または「Microfinancing」を使用すること。ただし、当該法人は、定款の目的条項において、共和国法第8425号（社会改革・貧困緩和法）に基づきマイクロファイナンス業務を行うことを記載すること。

2.

法人名に事業を描写する言葉を挿入する場合、第一事業目的を反映したものであること。二つ以上の言葉を使用する場合、先に第一事業目的、次に第二目的を反映させること。

3.

a) 証券取引委員会もしくは貿易産業省（個人事業主の登録先）に登録されている他の法人名・パートナーシップ名と区別できるものであること。

b) 申請名称が既存の法人・パートナーシップ名と類似する場合、類似性を排除し、既存の登録名称と差別化を図るため、申請者は一つもしくはそれ以上の言葉を追加すること。但し、既存の登録名が造語もしくは独特のものである場合、当該既存の法人の取締役会もしくはパートナーシップの場合は過半数以上のパートナーの同意を得ない限り、言葉を追加することはできない。

c) 句読点、空欄、符号、記号などは、形や配列にかかわらず、既存の登録名から申請名称の差別化を図る目的に使用する区別語として認められない。

d) 特別記号、句読点、特別に考案した文字のみで構成されている名称は登録できない。

4.

法人・パートナーシップ名と異なる事業名もしくは屋号は、定款に明示すること。法人は一つ以上の事業名もしくは屋号を有することができる。

5.

特許庁に登録されている商標名もしくは商標は、登録者が使用の同意を与えた場合、登録者以外が法人・パートナーシップ名の一部として使用することができる。

6.

a) 株主、メンバー、パートナーが使用の同意を与える場合、当該人物のフルネームもしくは苗字を法人・パートナーシップ名として使用することができる。当該人物が死去した場合、使用の同意は遺族が与える。

b) 一人会社（OPC）の一人株主は、自己の名称を使用することができる。但し、名称にOPCを末尾に付す以外の語句を伴うこと。

また、一人株主は、他人の名称を使用することができる。但し、当該他人もしくは遺族（故人の場合）の同意を得るものとする。また、当該名称にOPCを末尾に付す以外の語句を伴うこと。

c) 証券取引委員会は人物名を使用する理由について、登録者に説明を要求することができる。

d) 状況に応じ、登録者は名称に使用しているイニシャルの意味を会社定款、パートナーシップ規約、発起人・取締役・パートナーが署名した別文書に示すこと。

7.

現地法人であって、親会社が使用の同意を与えない限り、国際的に知られている外国法人などの名前を内国法人は使用できない。

但し、名称が外国語で書かれている場合、他国にて登録済みでも、当該名称が風紀、公共の秩序、公序良俗を脅かす場合、さらに本国の公用語及び主要地方語において不快なまたは無作法な意味を持つものは登録できない。

8.

描写的な言葉もしくは語句を伴わない限り（例：Pasay Food Store, Inc.）、地理上の地区、位置、場所の名前は法人・パートナーシップ名として使用することができない。

9.

現行法に基づき、以下の言葉及び語句は下記に列挙されている仕方に限り、法人・パートナーシップ名の中で使用できる。

a) 「Finance Company」「Financing Company」「Finance and Leasing Company」「Leasing Company」「Investment Company」「Investment House」 - 金融・投資事業に従事する事業体（共和国法第8556号及び大統領令第129号）

b) 「Lending Company」「Lending Investor」 - 消費者金融会社（共和国法第9474号）、

「Pawnshop」 - 質屋を営むことを認可された事業体（大統領令第114号）

c) 「Bank」「Banking」「Banker」「Savings and Loan Association」（共和国法第8367号）「Trust Corporation」「Trust Company」など- 金融・投資信託事業に従事する事業体（共和国法第8791号）

d) 「United Nations」「UN」国際連合の正式・省略形- 国際連合及び関連機関のみ（共和国法第226号）

e) 「Bonded」 - 保税倉庫のライセンスを保有する事業体（共和国法第247号）

f) 「SPV-AMC」 - 特別目的事業体として活動することを認可された法人（共和国法第9182号）

g) 証券取引委員会から正式に許可されない限り、「International Criminal Police Organization (INTERPOL)」、「International Monetary Fund」(IMF)、「International Labour Organization (ILO)」などの国際的な政府組織の名称を使用することはできない。

h) ASEAN（工業所有権保護に関するパリ同盟条約（1883年に採択され、1967年にストックホルムで改定された）第6条で保護されている。）

10.

法人、パートナーシップ、団体で、特別法により規制されている専門職は「Engineer」「Engineering」（共和国法第1582号）「Architect」（共和国法第9266号）「Geodetic Engineer」（共和国法第8560号）などの名称の使用を義務付けられる。

例外として、列記されている活動に従事する団体については、専門職の名称を使用することができる。（例：Association of Engineers of the Philippines, Inc.）

11.

証券取引委員会の許可を除き、下記に列挙する言葉及び語句は以下の事業体のみが使用できる。

a) 「Investment」「Capital」-投資会社

b) 「Capital」-投資会社または持株会社

c) 「Asset/Investment/Fund/Financial Management」「Asset/Investment/Fund/Financial Adviser」など- 投資会社アドバイザーとして組織された事業体もしくは中央銀行が発行したInvestment Management Activities (IMA) ライセンスの保有者

d) 「National」「Bureau」「Commission」「State」などの言葉、頭文字、省略形でフィリピンにおいて広く一般に認められているもの- 政府機能を果たす事業体

e) 「Association」「Organization」もしくはこれらに類する言葉で、非株式会社に関するもの- 主に非営利事業に従事する団体

f) 「Stock Exchange/Futures Exchange/Derivatives Exchange」「Stock Broker/Securities

Broker/Derivatives Broker」「Commodity/Financial Futures Merchant/Broker」「Securities Clearing Agency/Stock Clearing Agency」「Plans」もしくはこれらに類する言葉及び語句 - 証券規制法（共和国法第8799号）に基づく証券取引所、ブローカー・ディーラー、先物ブローカー、決済機関、プリニードなどの団体

12.

共和国法第10530号（赤十字、赤新月および赤水晶標章の使用および保護を定める法律）に基づき、「red cross」、「red crescent」もしくは「red crystal」の語の使用、またはこれらの公用語および地域の言葉による翻訳は、フィリピン赤十字社の同意がある場合を除き、法人名またはパートナーシップ名の一部として使用または登録することができない。

13.

所轄政府機関の規定により、第10項、11項及び12項に列挙されているものは限定的ではなく、追加もしくは削除される場合がある。

14.

解散した、もしくは登録が抹消となった法人もしくはパートナーシップの名称は、解散又は抹消時に株主、社員またはパートナーにより許可された場合を除き、解散の承認から5年以内もしくは抹消日から5年間は、別の法人が使用することはできない。

消滅する法人のみが、同一の法人名を使用して再登録を申請することができる。

ただし、消滅法人の再登録の申請は、次に掲げる書類を添付して行わなければ、証券取引委員会により処理されない。

- i. 消滅法人の取締役または管財人の残留委員会が宣誓のもとに署名した下記事項を証明する決議。
 - a)再登録申請者が、消滅法人（特に、法人名及び登録番号を特定する）の名称を使用しようとする新たな法人であること。
 - b)再登録が、取締役または管財人の議決権の過半数および発行済株式または持分の議決権の過半数を代表する株主により承認されたこと、および、
 - c)新会社の定款に、消滅法人の名称を使用している旨を記載すること。
 - d) 該当する場合は、登録抹消の命令を無効にする申立を行わないこと。
- ii. 消滅法人の最新の証券取引委員会による受領印のあるGeneral Information Sheet。
- iii. 残留する事務局の以下の各事項にかかる宣誓供述書。
 - a)清算予定の解散／抹消法人が所有する財産がないこと。または、消滅法人が所有する財産がある場合、新法人に財産を譲渡しないこと。なお、株式会社の場合、清算手続を経ずに消滅法人が所有する財産が募集払込みに使用されないこ

と。

b)消滅法人に係属中の法人内紛争またはクレームがないこと（2017年SEC覚書回覧第14号による規定）。

c)消滅法人が、再登録申請時に証券取引委員会に名誉を毀損する情報がないこと。

再登録が承認されると、新法人に発行される登録事項証明書には、新法人が消滅法人とは別個の法人であることの確認として、新規のSEC登録番号および事前に作成された税識別番号（TIN）が記載される。

15.

以前使用されたが変更された法人・パートナーシップ名は、新しい法人・パートナーシップ名が承認された日から3年間は、他の法人もしくはパートナーシップが使用することはできない。

以前名称を使用していた法人もしくはパートナーシップが承認した場合には、以前使用されていた法人・パートナーシップ名の登録もしくは使用が早く認められることがある。その場合の要件は次のとおりである。

法人について：

a) 以前の名称が他の法人もしくはパートナーシップにより使用されることについて取締役／役員の過半数が承認したことの取締役／役員の証明書

b) 以前の法人名を使用していた法人による、法人の内部紛争がないことについての事務局の証明書

パートナーシップについて：

a) 以前の名称が他の法人もしくはパートナーシップにより使用されることについてのパートナーの過半数が承認したことのパートナーシップの決議

1人会社について：

a) 唯一の株主の同意、又は、能力欠如もしくは死亡の場合には、公証された文書であって法人の事務局により副署された文書により唯一の株主が指定した者

16.

吸収された法人の名称は、当該吸収された法人の名称を使用しようとするのが存続法人でない限り、使用することができない。但し、以下のような存続法人の同意を得た場合には、他の法人が吸収された法人の名称を使用することができる。

a) 当該吸収された法人の名称を使用することを許可する存続法人の取締役の証明書

b) 存続会社による法人の内部紛争がないことについての事務局の証明書

17.

- a) 名称予約もしくは確認通知は、名称使用の承認もしくは名称変更の申請とはならない。
- b) 名称予約フォームの削除、変更、修正、改造は禁ずる。
- c) 新会社・パートナーシップ名の承認に対する訴えもしくは反対、既存の会社・パートナーシップの変更予定名称に対する訴えは、証券取引委員会内会社登録・監視部（CRMD）に行なう。CRMDの決定に不満の場合、法務部に告訴することができる。

18.

法人もしくはパートナーシップは、登録時に証券委員会から、他の法人、パートナーシップ又は個人が事前に当該名称を使用する権利を取得している旨、当該名称が他の法人が使用するために既に登録されているかもしくは留保されている名称と区別することができない旨、又は法律、倫理、慣習もしくは公序良俗に反する旨の通知を受けた場合は、直ちに名称変更は無条件で同意する旨の誓約を含む宣誓供述書を提出しなければならない。当該宣誓供述書には、証券委員会が定める様式により最低2名の発起人もしくはパートナーが署名しなければならない。但し、上述の内容が会社定款に含まれている場合、別途宣誓書を提出する必要は無い

18.

本回覧は証券取引委員会の矛盾する過去の発行物、命令、規則を修正し、2019年6月21日をもって発効とする。